

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 平成30年9月28日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子	8番	谷口 清美
9番	手塚 弘二	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	20番	八木 健治		

欠席委員

4番	金田 善雄	7番	柴田 精治	19番	向 栄治
----	-------	----	-------	-----	------

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	所有権移転：1件 利用権設定：2件
議案第2号	農地法第3条規定による許可の取消願について	1件
議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第7号	買受的確証明願について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
④農地であることの証明願について	1件

- 事務局長 ただ今から平成30年9月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。
- 谷口会長 <挨拶>
- 事務局長 ありがとうございました。
それでは事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達して
おります。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成
立していることをご報告いたします。
この後の進行は谷口会長にお願いいたします。
- 谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は14番林委員、15番板東委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
の審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。
- 農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>
 ・所有権移転 1件 説明
 ・利用権設定 2件 説明
- 谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。
議案第1号について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございま
せんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条の規定による許可の取消願についての審議に
入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。
- 事務局係長 <2. 農地法第3条の規定による許可の取消願について 1件>
 ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の地元委員さん申し上げます。

小田委員 3番。以前許可をした案件であります、譲渡人と譲受人双方合意の上での取消申請ですので、問題ないと思います。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
議案第2号について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 議案第2号については原案どおり承認といたします。
次に『議案第3号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件>
・申請番号1～6について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

事務局係長 担当の向委員が欠席のため、事前にご意見を伺っておりますのでご説明させていただきます。
申請地は、鳴門町の農業振興地域内の農地です。譲受人である●●さんは鳴門町でらっきょう、にんにくの栽培を行っている農家であり、約48年の農作業経験があります。
申請地は以前から●●さんが借り受けてらっきょうを栽培しておりましたが、この度売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。購入後も、同様にらっきょうを作付けする計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
以上です。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
まず、申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番、3番の案件について、地元委員さんからご意見を願います。

藤本委員 16番。今回の申請は、●●さんと▲▲さんが互いの農地を交換するものです。申請地には、甘藷が作付されており、交換後もお互いに甘藷を作付する計画であることから、周辺農地への影響もなく、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
まず、申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

濱堀委員 質問があります。今回、交換する面積がかなり違うようなのですが、この場合等価交換等の税金等の関係はどのようになるのでしょうか。

事務局長 面積条件だけがすべてではないと思うのですが、今回の場合等価交換にはならない可能性もあると思います。しかし、そこは当事者同士が納得されているのであれば、あとの細かな部分は税務署の判断になりますので、そこについては支払いが発生しても仕方ない部分だとは思いますが。

谷口会長 よろしいでしょうか。
それでは、申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番から6番の案件について、地元委員さんから一括してご意見を願います。

小田委員 3番。先ほど取消願がありました農地とその他3筆を●●さんが購入、借入する案件になっています。●●さんは▲▲の経営者で、今回は個人で買いたいという意向ですが、買取ができる状態に先になっていなければならないと思います。●●さんが一農家として認定されるには、今回申請番号6番で審議する■■さんの農地を借りることが条件になるのでしょうか。今は▲▲の経営者であり、会社で買うことが難しくなったから取消をして個人で買いたいという話だと思のですが、購入する前に、申請番号6番の農地の使用貸借を先に認めてもらったら、●●さんが一農家として認められるのではないのですか。事務局どうなのでしょう。

事務局次長 農地を耕作する権利を取得するために下限面積というものがあります。大麻町の場合4,000㎡となっておりまして、それを満たすためには申請番号6番の使用貸借の面積もすべて含める必要があります。これらをすべて認めていただいて、はじめて●●さん個人が面積要件を満たすようになります。

事務局主事 農地要件について説明させていただきます。今回、申請番号4～6までの3件申請がありまして、すべての面積を合わせると4,224㎡になります。先ほど、次長からも説明がありましたが、農地を購入及び借入する際には下限面積というものが定められておりまして、大麻町の場合は4,000㎡となっております。

この4,000㎡は権利を取得後の面積によって判断され、購入のみに限られず、借入でも可能です。例えば、新規就農される方が、完全に0㎡の状態から一度に4,000㎡の農地を借り入れた場合、購入農地は0㎡ですが、借入地で4,000㎡を満たすこととなりますので、農地を耕作する権利が認められるようになります。

ですので、今回の場合ですと、申請番号4、5番は売買による権利の取得、6番については使用貸借による権利の取得となり、合わせて4,224㎡となり下限面積である4,000㎡を満たすようになります。

谷口会長 面積要件についてはクリアできるということですね。

事務局次長 はい。下限面積についてはクリアできます。ここで、今回委員の皆さんにご審議いただきたい点についてご説明させていただきます。

一点目は、法人の社長である方が個人として農地を取得することについて問題がないかということ。

二点目は、個人で経営される場合に、実際にどのような方が農業に従事されて、人員をどのようにまかなうのかということ。

三点目は、法人と個人のお金上の決算のすみ分けがきちんとできるのかということ。

結局この農地をきちんと管理していけるのかという部分が原点になるとは思いますが、細かな課題としては今申し上げた三点になるのではないかと考えております。そのような内容についても十分ご審議いただいた上で、ご検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

濱堀委員

今のご説明大変よく分かりました。

面積についてはOKだということで、あとは住所が大阪市になっていますが、本当に大阪から通って耕作ができるのかということと、人を雇うのであればどのような人を雇って作業をしてもらうのか、あとは作物によって機械も必要になると思うので、機械の所有状況などを確認したいのですが、どのような状況でしょうか。

谷口会長

一農家としてきちんと経営ができるかという点ですね。

事務局主事

今のご質問についてご説明させていただきます。

まず一点目、住所についてですが、取得する農地を適切に耕作できるかという判断基準の一つとして、居住地から取得する農地までの通作距離という基準もございます。申請者については、現在住民票は大阪市にありますが、確認をさせていただいたところ、月20日以上は鳴門市に居住されているようです。このことに対する確認ですが、小田委員にもご相談をさせていただいた上で、東馬詰地区の農地利用最適化推進委員である廣瀬推進員にもご相談させていただきました。そして、廣瀬推進員の方でも聞き取りを行っていただきまして、●●さんが月20日以上鳴門市で居住して、耕作できますという確認をいただき、上申書も提出されております。

次に栽培される作物ですが、申請番号4、5番の農地については、ハウスを整備してイチゴを栽培する計画となっており、申請番号6番の農地については現在も梨が栽培されておりますので、そのまま梨を栽培する計画となっております。

機械については、トラクター等は所有されているものがあり、イチゴハウスについては2,500㎡ほどのものを●●さん自己資金で購入する予定で、梨の方も消毒機を借入れした上で作業を行う計画となっております。

続きまして雇用についてですが、個人として新たに4名を雇用した上で必要な農作業を行うという計画となっております。

また、法人と個人のすみ分けについても、別人格になりますので、収支の決算のすみ分けをきちんと行った上で個人でも確定申告を行うという報告を受けております。

谷口会長

確定申告は二つするわけですか。

事務局主事 はい。今▲▲でされている法人の分は引き続きそのままされて、新たな個人の部門については、営農にかかる経費や雇用費のすみ分けを行った上で、個人名義で確定申告するということです。

谷口会長 同じ人が二つもできるんですか。

事務局主事 別人格という扱いにはなりません。

事務局長 一応、参考人として、申請者に農業委員会に来ていただくことも可能です。今回色々焦点となっているのは、誰もはっきり中身が見えてこないから、こういう議論になっているのだと思います。事務局は書類を提出いただいた観点から説明させていただいておりますが、実際に今後適切に耕作していけるのかということが農地法の観点から一番大事になってくると思います。

1件梨畑の使用貸借が入っていますが、本体はイチゴを栽培予定です。イチゴというのは▲▲さんもされている同じ作物です。これを、あえて個人と法人で分けて考えられているということの中には、会社のご都合もあると思います。ただ、それを認めていったときに本当に農地法の観点から望ましいかという部分を皆さんにご議論いただきたいと考えております。

近年、法人が農地を取得できるように法律が変わりました。過去に農業委員会でも議論になったことがあったかと思いますが、この運用の仕方を間違えると大変なことが起こりかねません。まして、申請者が大阪市に住所を残したままで、経営を分離すると言いつつもまだ就農はされていません。これからされようとしていますので、結果が判明するのは極端な話一年後ということになります。そのような状態の中で、書類上の情報のみで審査をしようというのが今の状態です。

これに対してどこまで条件付けしていくかというのは、最初に出された段階でこちらの方から条件付けをせざるを得ないということになります。今日は申請された内容についてご審議させていただいておりますが、経過については監視していく必要が生じてきますし、本当に計画どおりになるかというのは地元の農業委員さんにも確認していただいて、場合によっては指導していただかなければなりません。

小川委員 農業委員会に責任があるのであれば、計画の詳細について審議する必要がありますね。

事務局長 もっと言えば、仮に今回認めたとして、今後▲▲さんを含めた当人同士から何か申請行為があった場合は、この計画を遵守していただかなければ次に進めないというケースも想定されますので、その辺りは慎重に判断していく必要があると思います。

小川委員 認めたことで、農業委員会が何か責任を取らなければならないというようなことはあるのですか。

事務局長 責任といいますか、認めない場合は認めない理由、認める場合は何をもって認めるかという部分での責任はあると思います。それは、本人に対する責任ではなくて、周辺の農業への影響や周辺耕作者に対する責任という意味です。●●さん本人のご都合もあると思いますが、その辺りの細かい部分を事務局でも説明し切れない部分があるので、そういうケースの場合は本人にも出席していただいて説明していただくということも考えられます。

今日議案としてあげておりますので、白黒つけていただく必要はあるのですが、条件としては先ほどからご意見いただいておりますように、本当に計画を守ってもらえるのかということを確認する必要があります。農地法3条の申請書類についてはごくごく簡単なことしか記載されておりません。ですから、より具体的な計画、例えば雇用計画についてはいつ雇うのか、その人は法人の人とはまったく別の人なのかという確認、施設については一旦個人の名前でハウスを購入して登記を行うのかといったことや、かなり細かくなりますが、そこまでしていただいて初めて計画といえることになります。

今回は、かなり短い期間の中で事務局としても確認をとって、議案にあげさせていただいております。本来であればもう少し精査して議案に挙げるべき案件かなという個人的な意見ではあります。

谷口会長 事務局から白黒つけるという話がありましたが、継続審議という選択肢はあるのですか。

小田委員 事務局が言ったのは一つの案であって、会長がリードして進めてもらわないと。

谷口会長 しかし、許可をした後で問題が発生した時には農業委員会が責任を取ることになれば大変なことになるので、簡単には判断できませんよね。

小田委員 これから色々と問題はありますよ。

谷口会長 そうであれば継続審議にしてはどうですか。

大西副会長 現在の申請内容では疑問点も多いので、より具体的な計画を申請者から出していただいて、それから再度審査してはどうですか。

事務局次長 現在の議論を踏まえて、何点か選択肢をお示しさせていただきます。

一つは、今月は継続審議とさせていただいて、来月参考人として総会に来ていただいて、説明をしていただいた上で採決をする方法。

二つ目は、条件付けを行い今回許可を出す方法。条件については、会長、副会長、地元委員さんとも協議をさせていただいて決めていくことになるかと思いますが、先ほどお話しに上がった雇用計画等の具体的な計画の提出や今後の経過観察を行うことを条件に今回許可を出す方法が考えられるかと思います。

谷口会長 皆さんご意見いかがでしょうか。

齋藤委員 一つ問題なのが、割と簡単に農家になれるんですね。でも、それを厳しくすると新規就農者が少しずつやっけていこうとすると面積要件等が引っかかるんですね。逆に趣味的に会社を作りたいという人は自分が耕作しないでお金を出すだけということにもなってきます。

木下委員 会社から個人に変更する理由は何ですか？会社で申請して許可を得ていたのであれば、あえてややこしいことをしなくてもそのまま買えばいいように思うんですが。

谷口会長 具体的な部分は分かりませんが…。

事務局長 今回の対応について分かりやすく言えば、継続審議にする場合は今回は否決になりますので、やり直しになります。仮に認めるとすれば条件付けをするかしないか。今のまま認めるのか、現状では計画が不透明ということで、何か別途詳細な計画を個人と法人両方提出していただいて、それを会長預かりにさせていただいて今回は良とするかです。

それを今回すべて決めてしまうのか、その書類を提出していただけるということであれば、それをもって本人に説明していただくという方法もあると思います。ただ、今回の案件については急がれているということも、今回の議案にあげさせていただいているという一つの理由ではありますので、申請者さんとしては急ぎたいというご要望も聞いております。

小川委員 急ぎたいということも何か気になる部分はありますね。

農家は年単位で仕事をしていくのに、一月遅れたところでそんなに影響はないと思うんですが。

濱堀委員 地元委員さんも気になる部分が多いとおっしゃっているような案件なので、条件をつけた上でもう一度きちんと計画の詳細を示していただくのがよいのではないのでしょうか。作物もイチゴと梨ということで、両方とも技術的に難しいものな

ので、どのような方を雇って作業をしていくのかということも名簿を作って示していただいて、聞かせていただかないと許可は出せないと思います。

小川委員 会社でしてきているものをあえて個人の名前に変えたいというようなことは、何かあるんじゃないかと考えてしまいますね。

長谷目委員 法人で事業をされていると思うので、イチゴハウスを整備するのに個人では補助金を受けられないのではないですか。

事務局長 個人では補助金は受けられません。そこは自己資金でされるということです。

長谷目委員 なぜそのような状況もあるのに、わざわざ個人であるのかというところが疑問です。

事務局長 おっしゃられていることは我々も思うところがあります。ただ、形式上、審査するための書類としては出来上がっており、そこを今度どのように計画どおりできるかというところが焦点になります。

長谷目委員 ●●さんが買って、▲▲さんに貸してハウスを整備するというのであれば分かるのですが。ただ土地を確保するために個人名で買おうとしているように見える。

事務局長 そのあたりの細かい計画が、書面にできているかというところだと思います。今回、通常の議案と同じように事務局としては説明をさせていただいておりますが、本来であればもっと詳細な部分を事務局が整理した上で説明させていただく案件だと思います。

谷口会長 それでは、この案件については継続審議とさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。きちんと雇用等の計画書の書類を揃えていただいて、それが揃った時点で再度審議してはどうかと思うのですが。

藤本委員 個人で土地を取得して、それを会社に貸した場合、土地は個人のものだけど、上もののハウスは法人で建てるということはできるんですか。

事務局長 今回のケースは、書類を見ていただければ分かるように申請者は法人の関係者です。通常であれば、取得した農地について3年3作は耕作をするというのが前提になります。ただ、そのあたりは経営改善のためということで認めていくことは可能だと思いますが、今それを言ってしまうと、この方は経営を分けて

やるとおっしゃられているので、そのあたりも明確にさせていただく必要があるのかなと思います。将来計画ではないですが、仮に3年後であれば3年後に必ず法人に集約するというを書類として提出していただく必要もあるのかなと思います。

谷口会長 書類として提出していただく必要がありますね。

事務局長 それを受け取らずにそのまま認めていくかということの判断です。それは事務局では判断できないので、お諮りさせていただいています。

現在、通常の申請書類しかない状況ですが、申請書類のコピーはお渡しできます。ただ、その中には具体的なことは書かれていません。

大西副会長 やはり詳細な計画書を出してもらおうよう伝えるべきではないでしょうか。

谷口会長 そうですね。計画書を出していただいて、それからの審議にさせていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それではこの件につきましては終わりたいと思います。

谷口会長 次に、『議案第4号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

松村委員 18番。申請地は、鳴門インターチェンジから東にある農地です。日照条件がよく太陽光発電に適していると確認できたため、今回の申請となりました

申請地は盛り土を行いますが、施設周囲に土羽とフェンスを設置して周囲の農地へ被害を与えないように対処する計画です。排水についても地下浸透にて対処しますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門インターチェンジから東へ約 300mに位置する農地であり、10ha 未満の広がりない農地で、第 2 種農地に該当します。

申請地は、日当たりが良く太陽光発電事業に適していることが確認できたため、事業を行うことになり今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを 300 枚設置、49.5 kW の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 30 年 5 月に四国経済産業局から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も締結されております。

計画では、山土にて盛り土をして整地を行い、施設周囲には土羽とフェンスを設置することで被害防除を図ります。また雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号 1 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。

以上で、議案第 4 号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第 5 号』農地法第 5 条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 5. 農地法第 5 条の規定による許可申請について 2 件 >

- ・ 申請番号 1 ～ 2 について申請内容を説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

申請番号 1 番の地元委員さん申し上げます。

事務局係長 地元委員の向委員さんが欠席されており、ご意見をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

申請地は、鳴門北インターチェンジの北にある農地です。

譲受人が資材置場に適した土地を探していたところ、事務所から近い等により

資材置場として適している申請地について契約がまとまったため、今回の申請となりました。排水については地下浸透にて対処しますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門北インターチェンジから北へ約 420m に位置する農地であり、第 2 種農地に該当します。
譲受人が経営する●●において資材置場が不足しており新たな資材置場となる土地を探していたところ、事務所から近く、また所有者が県外に住んでおり管理が困難となっていた本申請地につき契約が纏まったため、今回の申請となりました。
事業計画では、表土をすき取り山土にて整地したうえで、砕石敷きにて仕上げます。排水については雨水のみのため地下浸透で対処をします。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 1 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 1 番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号 2 番の案件について地元委員さんよりご意見をお願いします。

事務局係長 地元委員の向委員さんが欠席されており、ご意見をお預かりしておりますので、代読させていただきます。
申請地は、鳴門東小学校の北にある農地です。譲受人が資材置場に適した土地を探していたところ、圃場から近い等により農業用の資材置場として適している申請地について、農地法等の手続きを行わずに無断で農業用の資材置場として使用していました。
今回、農地法の手続きの指導を行い、始末書を添付した上での 5 条転用申請となりました。他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門東小学校から北へ約 450m に位置する第 2 種農地に該当します。譲受人は事業拡大に伴って現在の資材置場では手狭になってきたことにより新たな資材置場の敷地が必要となっていました。そこで所有している圃場に隣接している申請地について譲渡人と話し合いを行い、農地法・農業振興地域の整備に関する法律による手続きを経ずに農業用の資材置場として利用していました。

このため、譲受人・譲渡人の双方に無断転用による指導を行い、今回の申請となりました。また今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。なお、農業振興地域の整備に関する法律による手続きについても軽微な変更手続きを完了しております。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 2 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 2 番の案件については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第 5 号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第 6 号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。

申請番号 1 番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長

< 6. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1 件 >

・申請番号 1 について申請内容を説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

申請番号 1 番の地元委員さん申し上げます。

八木委員

20 番。●●さんは大麻町でレンコンと水稻を生産する農家であり、約 2 ha の農地を所有しています。

地域の担い手といえる農家でもあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号 1 番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第6号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第7号』買受適格者証明願に入ります。
まず事務局より説明を求めます。

事務局係長 <7. 買受適格者証明願について 1件>
・申請番号1について申請内容を説明

谷口会長 ただいま説明のありました内容についてご質問・ご意見等ございませんか。

濱堀委員 競売日はいつですか。

事務局係長 開札されるのが、平成30年11月14日になります。売却の決定が11月21日の予定となっております。

谷口会長 その他ございませんか。無いようでございますので、『議案第7号』については原案どおり承認といたします。
以上で『議案第7号』については全てご審議いただきました。
次に『議案第8号』報告事項に入ります。
報告事項については事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <8. 報告事項 7件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
④農地であることの証明願について	1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第8号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。

事務局長 すみませんが、再度先ほどの『議案第3号』の申請番号4～6の議決の確認をさせていただきますと思います。17名出席していただいておりますが、全員一致で今回については継続審議ということで、ただし、条件として、既にある生産者（法人）と新たな生産者にまたがる申請であることから、通常の農地法3条の申請書類には記載されないような詳細な経営の計画として、雇用や経営の計画、大阪市にある住民票について鳴門市に居住実態があるという明確な根拠についての提出があった場合には、この限りではないということによろしいでしょうか。口頭ではなくきちんとした書類による提出をしていただくと。ただ本日については会議自体は開催しておりますので、事後の伺いについては、事務局が預かって説明をさせていただくか、本人もしくは代理人が来られるかということについてはお任せいただくということで。

また、総会については定期的な開催をしておりますが、臨時的な開催も可能です。ですので、翌月は10月29日が定例会になりますが、過半数以上のご出席で臨時総会を開催することもできます。本人が出席される場合は、傍聴の場合は発言やメモは規定によりできません。ただ、説明を補足でしていただくことについては、農業委員会の判断で可能になります。

谷口会長 それでは、『議案第3号』の申請番号4～6の案件を継続審議とすることについて、挙手にて採決を行いたいと思います。今回については継続審議とし、経営の詳細な計画について提出を求めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員一同 〈17名全員挙手〉

谷口会長 それではこの件につきましては、全員一致で継続審議とし、経営の詳細な計画について提出を求めることとさせていただきます。

谷口会長 臨時総会の開催については、事務局に調整をお願いいたします。

事務局次長 また、申請者の方ともお話をさせていただいて、必要であれば開催について調整させていただきます。

谷口会長 慎重なご審議ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成30年9月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 16時17分
平成30年9月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 林 博子

議事録署名者 板東 幸雄